

12 公共料金等

1. 水道料金・下水道使用料の減免

窓口 障害福祉課

【対象】ア 1級、2級の身体障害者手帳を持っている人がいる世帯

イ 知能指数35以下の人がいる世帯

ウ 3級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人がいる世帯

エ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯

※ ○生活保護受給世帯・施設入所者は対象外です。

○平成19年7月1日以後に初めて障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得された人で、手帳交付日に65歳に達していた人は対象外です。

【内容】水道料金及び下水道使用料の一部が減免されます。

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、水道料金領収書

【備考】転居した場合、転居先でも減免を受ける場合は新たに申請が必要です。

※料金等については、上下水道局お客様料金サービスセンターへお問い合わせください。

（電話 822-3232）

2. NHK放送受信料の減免

窓口 障害福祉課

【対象及び内容】

ア 半額免除

○世帯主が視覚障害、または聴覚障害の身体障害者手帳を持っていて、NHKとの放送受信契約者の場合

○世帯主が1級、2級の身体障害者手帳、A1、A2の療育手帳（または「最重度」もしくは「重度」に相当する記載がある判定書）、1級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っていて、NHKとの放送受信契約者の場合

イ 全額免除

○障害者手帳を持っている人のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合

【手続】身体障害者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障害者保健福祉手帳、申請者が代理人の場合、代理人と世帯主が同一世帯であれば、代理人の本人確認書類、代理人と世帯主が同一世帯でなければ委任状及び代理人の本人確認書類、印鑑

【備考】障害福祉課で資格確認を受けてNHK横浜放送局へ免除申請書を提出します。

（〒231-8324 横浜市中区山下町281 電話 045-212-2661）

3. 携帯電話の基本使用料等の割引

窓口 携帯電話取扱店など

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

エ 特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証のいずれかを持っている人

【内容】携帯電話の月額基本使用料や各種サービスの月額使用料等が割引になる場合があります。

【備考】詳しい手続きや内容は、携帯電話取扱店窓口にお問い合わせください。

4. ふれあい案内（無料番号案内）

窓口 NTT東日本ふれあい案内

【対象】ア 身体障害者手帳を持っていて、次に該当する人

○視覚障害1級～6級

○肢体不自由1級、2級（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）

○聴覚障害2級、3級、4級、6級

○音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害3級、4級

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。

（ご利用には、事前に登録が必要です。）

【お申し込み・お問い合わせ先】 受付電話番号：フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）

FAX番号：フリーダイヤル 0120-104134（全国共通）

受付：午前9時～午後5時 月曜日～金曜日

（土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は休み）

5. J:COM ハートフルプラン

窓口 J:COM

【対象】ア 1級、2級の身体障害者手帳を持っている人

イ A1、A2、B1の療育手帳を持っている人

ウ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】テレビ等サービスの月額使用料等が割引になります。

【お問い合わせ先】

J:COMカスタマーセンター 受付電話番号：フリーダイヤル 0120-999-000

受付：午前9時～午後6時（年中無休）

※その他障害者向けの割引制度の有無については、各事業者に直接お問い合わせください。

6. 障害者温水訓練室

窓口 くりはま花の国プール(TEL 835-7754)

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】温水の運動効果による機能回復等を自主的に行おうとする心身障害者（児）及びその介護者に対し、くりはま花の国プールの一部を無料で提供するものです。

4m×10mの温水プールが主体となっています。個人使用と団体（専用）使用があります。

【手続】事務室に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。

7. 市立施設の使用料の減免

窓口 各施設

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【手続】各施設へ身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。

施設名	減免の内容等
横 須 賀 美 術 館	観覧料は無料（介助者1名まで全額減免）
ヴェルクよこすか （勤 労 福 祉 会 館）	トレーニング室は半額減免（介助者1名まで減免） ホール・会議室・研修室・和室・音楽室は減免なし
総 合 体 育 会 館	個人使用する場合は半額減免（介助者1名まで減免） 障害者団体が使用する場合は半額減免
北 体 育 会 館	
南 体 育 会 館	
西 体 育 会 館	
佐島の丘温水プール	
くりはま花の国プール	花の国温水プール・トレーニング室半額減免（介助者1名まで減免） 障害者温水訓練室は無料（受付で別途手続きあり）
猿 島 公 園	入園料は全額減免 （介助者1名まで全額減免）
し ょ う ぶ 園	
有 料 公 園 施 設	個人使用する場合は、半額減免（介助者1名まで減免） 障害者団体が使用する場合は半額減免 （追浜公園、不入斗公園、はまゆう公園、しょうぶ園、衣笠公園、大津公園、佐原2丁目公園、くりはま花の国、光の丘公園、西公園、湘南国際村西公園、公園水泳プール）
有 料 広 場	個人使用する場合は半額減免（介助者1名まで減免） 障害者団体が使用する場合は半額減免 （夏島グラウンド）
総 合 福 祉 会 館	ホール・会議室・研修室・音楽室は福祉目的で使用する場合は全額減免
す こ や か ん （健康増進センター）	利用料の半額を減免（当館が認めた介助者1名まで減免）
自 転 車 等 駐 車 場	定期使用及び一時使用ともに利用料金を全額減免（ 身体障害者のみ ）

※横須賀美術館駐車場については、障害者手帳の提示により使用料金が免除となります。

※ヴェルクよこすか（勤労福祉会館）駐車場については、障害者手帳の提示により使用料金が免除となります。

※公園に付随する有料駐車場は、障害者手帳の提示により使用料金が免除となります。

ただし、団体で使用する場合は、建設部公園管理課に申請する必要があります。（くりはま花の国、ヴェルニー公園、三笠公園、走水水源地公園、長井海の手公園「ソレイユの丘」、及び荒崎公園駐車場については指定管理者に申請）

※コミュニティセンター（21施設）を障害者団体で使用する場合、「障害者福祉の手引き（資料）」に掲載されている以下の団体は使用料金を減免することが可能です。

1. 障害者関係団体、5. 障害者地域作業所・地域活動支援センター、6. 地域訓練会実施団体

ただし、鴨居コミュニティセンタートレーニング室は、個人使用のため障害者手帳の提示により半額減免（介助者1名まで減免）。詳細は、地域コミュニティ支援課にお問い合わせください。

※その他障害者割引制度の有無については、各施設に直接お問い合わせください。

8. 県立文化施設の入場料免除

窓口 各施設

- 【対象】 ア 身体障害者手帳を持っている人
イ 療育手帳を持っている人
ウ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】 次の県立文化施設は無料で入場できます。

- 日比谷花壇大船フラワーセンター（鎌倉市岡本）
- 県立歴史博物館（横浜市中区南仲通）
- 金沢文庫（横浜年金沢区金沢町）
- 近代美術館（鎌倉別館 鎌倉市雪ノ下）
（葉山館 三浦郡葉山町一色）
- 近代文学館（横浜市中区山手町）
- 生命の星・地球博物館（小田原市入生田）

9. 青い鳥郵便はがきの無償配付

窓口 郵便局

- 【対象】 ア 1級・2級の身体障害者手帳を持っている人
イ A1・A2の療育手帳を持っている人

【内容】 4月から5月にかけて各郵便局で受付し、お一人につき20枚通常葉書を無償で郵送にて配付しています。（郵便局の窓口では配付しません）

- 【手続】 (1) 郵便局に備え付けの「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項を記入し、身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。
- (2) 郵便局の窓口で直接申し出ることができない場合は、「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項を記入の上郵便局宛てに送付することで手続きが可能です。この場合、「青い鳥郵便葉書配付申込書」（整理票）と身体障害者手帳または療育手帳の写しを同封してください。

10. 盲人用郵便物の無料配達

窓口 郵便局

【内容】 (1) 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は、無料で送ることができます。

- ・最大の大きさ：長さ60cmまで 長さ、幅及び厚さの合計が90cmまで
- ・最大の重さ：3kg以下
- ・表面左上部（横に長い場合は右上部）に「点字用郵便」の文字
- ・開封して差し出していただく必要があります

(2) 盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便会社が指定した施設から差し出し、またはこれらの施設に宛て差し出すものは無料で送ることができます。